

地方財源の確保と地方分権改革の推進について

【内閣府・内閣官房・総務省・財務省】

提案・要望の内容

- 1 平成21年度の地方財政対策においては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、引き続き地方交付税の総額を確保すること。
- 2 消費税を含む税体系の抜本改正が行なわれるまでの暫定措置として、「地方法人特別税」の創設により一定の財政力格差の是正が図られたが、今後恒常的で十分な規模の財政力格差の是正策を実現すること。
- 3 第二期地方分権改革においては、地方団体の意見を十分踏まえた改革とすることが必要であり、国と地方の協議の場の法制化など、地方の意見が国の政策立案に十分に反映される仕組みを構築すること。
- 4 国庫補助負担金を廃止し税源移譲を行う場合には、個別団体ごとに廃止される国庫補助負担金額に見合う一般財源（地方税＋地方交付税）が確保されない懸念もあることから、適切な財源調整の仕組みなどを構築すること。

【現状と課題】

- 平成20年度予算において、消費税を含む税体系の抜本改正が行なわれるまでの暫定措置として、偏在性の大きい法人事業税の一部を、国税である「地方法人特別税」として徴収し、「地方法人特別譲与税」として、人口や従業員数に応じて再配分することとされた。
- また、地方税の偏在是正による財源を活用して、地方財政計画に「地方再生対策費」を創設し、地方交付税の算定を通じて、市町村や財政状況の厳しい地域に重点的に配分されることとなり、地方交付税（臨時財政対策債を含む）が5年ぶりに増額となり、近年の削減傾向に一定の歯止めがかかった。
- しかし、地方財政の状況は依然として厳しく、平成21年度以降も十分な地方交付税総額を確保し、機能堅持を図っていくことが必要である。
- 平成19年11月16日に地方分権改革推進委員会において「中間的な取りまとめ」が行われ地方分権改革の理念や検討の方向性を明確にしつつ、義務付け・枠付け、関与の見直しについては、具体的な見直しの方策が示された。
- また、国と地方の実際の支出に見合った税財政構造を構築するため、税源移譲により国税と地方税の税源配分を5：5とすることが明記された。
- しかし、偏在性の少ない地方消費税、個人住民税で税源移譲を行った場合でも、地域間で相当な税源の格差が生じることになり、適切な財源調整の仕組みが必要。

【本県の取組状況・方針】

- 本県においては、地方交付税の急激な減少などによる厳しい財政状況の下、平成16年度以降、全国的にみてもトップレベルの抜本的な行財政改革に取り組み、300億円程度の収支改善を図ってきた。
- 平成20年度地方財政対策においては、地方税の偏在是正による財源を活用した地方交付税の増額が行われたものの、「骨太の方針2006」による地方歳出の削減方針等の影響を受け、今後とも多額の収支不足が見込まれており、財政状況は一段と厳しさを増している。

- このような状況において、平成19年10月に「財政健全化基本方針」を策定し、財政健全化の取り組みを一層進めるとともに、財政の健全化の取り組みが島根の活力を失わせることのないよう、産業の活性化、医師不足の解消など、「活力あるしまね」、「県民が安心して暮らせるしまね」の実現に取り組むこととしている。
- そのためには、本県財政の生命線である地方交付税と地方税を含めた安定的な一般財源が確保される必要がある。

【提案要望の効果】

- 地方団体間の財政力格差が是正され、地方交付税の総額確保及び財源調整機能、財源保障機能が充実・強化されることにより、財政基盤の脆弱な本県にあっても、必要な行政サービスの水準を何とか維持し、将来にわたって持続可能な行財政運営に向け、県政改革を着実に推進することが可能となる。

【参 考】

○一般財源収入の状況

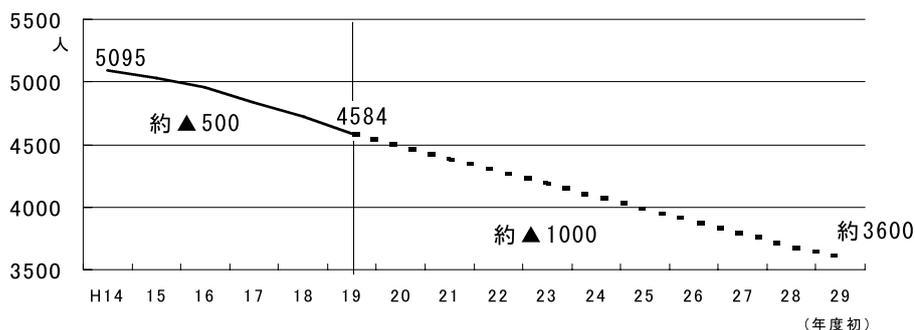
	平成12年度	平成18年度	比 較
全 国 平 均	6,349億円	6,657億円	+4.9%
東 京 都	4兆4,482億円	5兆5,251億円	+23.1%
Eグループ平均	3,383億円	3,229億円	▲4.5%
島 根 県	3,114億円	2,907億円	▲6.7%

※一般財源収入＝地方税＋地方交付税＋地方譲与税＋地方特例交付金＋臨時財政対策債発行可能額＋減税補てん債発行可能額

※Eグループ平均＝平成18年度財政力指数0.3未満の団体10県(青森県、岩手県、秋田県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)の平均

○島根県職員の定員削減の状況

15年間（H14～H29）で一般行政部門を中心に約3割（1,500人程度）の定員を削減



○島根県職員の給与水準

- ・ラスパイレス指数（H19）：92.6(全国第46位)
- ・給与の特例減額
 [集中改革期間中（H20～H23）の減額率] 知事25%、一般職10～6%（非管理職）
- ・期末・勤勉手当の支給率の引き下げ（H20～）4.25月（▲0.2月）（注）国4.5月